令和7年度からの新規入会で他都道府県看護協会から異動された方の 入会金について

新規入会の方には、入会年度内に入会金として 20,000 円を納入していただきますが、本協会に入会する以前に、他都道府県看護協会へ入会金の納付実績がある場合は、その領収書や証明書による会員からの申請に基づき、20,000 円を限度として、既納付相当額を還付することができるようになりました。

ご不明の点は、総務部まで、お問い合わせくださいますようお願いします。 (0957-49-8050)

[例 A] 他看護協会納付額 5,000 円 還付額 5,000 円

[例 B] 他看護協会納付額 30,000 円 還付額 20,000 円

[例 C] 他看護協会①納付額 10,000 円

他看護協会②納付額 5,000円 還付額 15,000円

入会金還付申請書

公益社団法人長崎県看護協会 会長 日野出 悦子 様

(会長 日野出 悦子	様							
		[#	請日] 令和	年 月	日				
		[#		雙協会会員番号) 夕)					
(氏 名) (生年月日)									
公益社団法人	長崎県看護協会へ納付	·した入会金に 記	こついて、下記	のとおり還付請	求します。				
1 還付請求額		<u>円</u>							
2 他の都道府!	県看護協会への入会金	納付状況(行	が不足する場合	は追記してくださ	۲۱) ۲				
(1)	(都・道・府・県 <u>)</u> 、	納付額	<u></u> 円、	納付年月	年	<u>月</u>			
(2)	(都・道・府・県 <u>)</u> 、	納付額	<u>円</u> 、	納付年月	年	<u>月</u>			
(3)	(都・道・府・県 <u>)</u> 、	納付額	円、	納付年月	年	<u>月</u>			
3 長崎県看護	協会への納付状況								
納付額		1付年月	年 月						

- ※ 他の都道府県への納付が分かる資料、又は都道府県看護協会の証明書を添付してください。
- ※ 振込手数料は申請者のご負担となります。

銀行口座指定書

貴会より受領する入会金還付金について、下記の口座へ振り込んでいただくことを了承します。

① 指定金融機関ならびに口座番号、名義人

銀行							支	店		
銀行コード					支店	i –	-ド			
	•					座	番	号	•	,
普通 ・当座	・その他									
フリガナ				•	•	•		•		
おなまえ										
										様

- ※ 個人情報については、目的以外には使用いたしません。
- ※ ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座をご記入ください。
 - (例)【店名】—九八 【店番】198 【預金種目】<mark>普通</mark>預金 【口座番号】012345
- ② 連 絡 先

 〒

 住 所

 氏 名

 電話番号

年 月 日